

ファイテン I P サロン等会則（直営店用）

第 1 章 総 則

第 1 条 会則の適用

本会則によって定める条項は、ファイテンショップ加盟店（以下「当店」という）が運営・管理する「I P サロン」「I P コーナー」及び「ボディケアコーナー」（以下「I P サロン等」という）の会員（以下「会員」という）ならびに入会希望者に適用されるものとします。

第 2 条 運営・管理

I P サロン等は、本店が管理・運営します。会員は、I P サロン等の管理・運営に関与できません。

第 3 条 目 的

I P サロン等は、会員が施設を利用して、心身の健康維持・増進、会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第 2 章 会 員

第 4 条 会員の種類

会員は、次の 3 種類とし、個人及び法人の方を対象とします。

- （1）I P サロン：I P サロン会員
- （2）I P コーナー：I P コーナー会員
- （3）ボディケアコーナー：P A S S 会員

第 5 条 会員の入会資格

会員の入会資格は、以下の各号に定めるものとします。なお、以下の条件は、入会後も全ての会員に適用されるものとします。

- （1）会員として、ふさわしい品位と社会的信用のある方
- （2）I P サロン等の趣旨を理解し、本規約及び諸規則を遵守する方
- （3）健康状態に異常のない方
- （4）伝染病、皮膚病、他の人に迷惑を与える恐れのある病気でない方
- （5）暴力団関係者でない方、及び刺青（準ずるものを含む）のない方
- （6）18 才以上の方。但し、未成年の方は、親権者が同意の上申し込むものとします。

第 6 条 入会資格審査

1. 当店は、入会申込書の内容について、必要に応じて関係各所に照会することができるものとし、入会希望者はこれに対し異議を述べないものとします。
2. 当店は、入会希望者からの審査の理由に関する問い合わせには応じないものとし、入会希望者は、審査結果に対し異議申し立てはできないものとします。

第 7 条 入会手続き

1. I P サロン等の入会希望者は、所定の申込手続きを行なうことにより、会員資格を取得するものとします。
2. 会員は、入会手続きを完了した I P サロン等の施設（以下「入会施設」という）を利用することができます。

第 8 条 諸費用

1. I P サロン等は、月会費制です。当店の定める一部サービスについて、別途、料金をお支払いいただく場合があります。
2. 会員は、本店が定めた入会金・月会費・利用料・その他費用（以下、「諸費用」という）を所定の方法で期日までに本店へ納入しなければならないものとします。なお、諸費用の金額は本店が定め、募集要項、料金表等に別途表示するものとします。
3. 退会の申し出がない限り、利用の有無に関わらず、諸費用をお支払いいただきます。
4. 消費税の対象となる諸費用については、別途消費税をお支払いいただきます。
5. 法改正により消費税の税率が変動した場合、本条前項に定める消費税相当額は、変動後の税率に基づいて計算しま

す。

第9条 諸費用の支払い

1. 入会希望者は、I Pサロン等の入会手続き時に、入会金及び初月から2ヶ月分の月会費を当店にて支払うものとします。
2. 入会月の翌々月以降の月会費のお支払い方法は、ご契約者様ご本人のクレジットカード決済のみとなります。
3. クレジットカード決済手続きが完了するまでは、会員は、前項に定める月会費を振込により支払うものとします。
4. 会員は、前二項に定めるクレジットカード決済を利用できない場合があります。
5. 納入後の諸費用（入会金を含む）は、返還されないものとします。
6. 諸費用の支払いが滞った場合、本店が指定する支払方法により支払うものとします。

第10条 会員除名

会員は、以下の各号の一に該当する場合、本店は会員を除名することができます。

- (1) 本会則・その他本店が定める諸規則に違反したとき
- (2) 入会資格条件に抵触したとき
- (3) I P サロン等又は本店ないしファイテンの名誉を傷つけ、秩序を乱したとき
- (4) 諸費用の支払いを3ヶ月分以上滞納し、期限を定めた催促にも応じないとき
- (5) 入会施設を故意に破損したとき
- (6) 入会に際して本店に虚偽の申告をしたとき
- (7) 本店が会員としてふさわしくないと判断したとき

第11条 会員種別の変更

会員は、入会施設において前月末日までに所定の手続きを行うことにより、会員種別の変更を認められるものとします。但し、入会当月及び翌月における種別の変更は、認められない場合があります。

第12条 届出事項の変更

会員は、氏名・住所・電話番号・その他届出事項に変更があった場合、入会施設に所定の変更届を提出するものとします。

第13条 退会

1. 会員の申出による退会は、退会希望日の属する月の前月末日までに会員本人が入会施設に来店し、所定の退会届を提出するものとします。前月末日までに手続きが完了していない場合には、翌月分の月会費をお支払いいただきます。
2. 代理人による手続き又は電話による申し出は、原則として認められません。
3. 退会申出の際に未払い料金のある場合は、完納しなければなりません。

第14条 会員資格の喪失

会員は、退会・除名・死亡等の場合、又は入会施設が閉鎖したとき、その資格を失います。

第15条 会員資格の譲渡

会員資格は、これを譲渡又は名義変更することはできないものとします。

第3章 会員の権利・義務

第16条 会員証

1. 会員の会員証は、本店のファイテンカード（ファイテンアプリ）と称します。
2. 会員は、入会手続き時に本店のファイテンカード（ファイテンアプリ）の申込手続きを行い、会員証の発行を受けるものとします。
3. 会員は、入会施設の施設利用に際して、会員証を当店スタッフに提示するものとします。
4. 会員は、会員証の貸借はできないものとします。
5. 会員証を紛失したときは、速やかに再発行の手続きをとるものとします。

第17条 施設の利用

1. 会員は、IP サロン等の営業時間に施設を利用することができます。施設が特別行事などで使用される場合、施設の一部について会員の利用を制限することがあります。
2. 施設内では当店スタッフの指示に従うものとします。
3. 施設内は、全て禁煙とします。

第18条 休業日

1. 施設には、定休日、盆休み及び年末年始休業を設けることがあります。休業日の詳細は、別途定めるものとします。
2. 当店は、必要に応じて臨時休業日を設けることができるものとします。

第19条 休会

1. 当店は、原則として、会員の休会を認めません。但し、前月末日までに、会員本人が入会施設に来店の上、以下の各号に定める手続きを全て完了し、かつ当店が休会を認めた場合、会員は休会できるものとします。
 - (1) 休会・復会届
 - (2) 申告月数分の休会費の支払い
 - (3) その他、当店の定める手続き
2. 前項但書きに定める申告月数は、手続1回あたり3ヶ月を上限とします。休会の延長を希望する会員は、休会期間中に前項に定める手続きを完了し、かつ当店が休会を認めた場合、休会期間を延長できるものとします。なお、休会期間の上限は6ヶ月とします。
3. 本条1項に定める休会手続きは、会員本人による申し出であっても、来店以外の方法で行うことはできません。但し、会員が直接手続きできない休会事由の場合は、会員に代えて、会員の家族又は家族の指定する代理人が、本条1項に定める休会手続きを行うことができるものとします。

第20条 会則等の遵守

会員は、本会則、募集要項、料金表及びその他当店が定める諸規則（以下「会則等」という）に従い、これを遵守するものとします。これに違反した場合には、入会施設の利用をお断りする場合があります。

第21条 諸費用の改定

当店は、運営又は経営上の理由により諸費用を改定できるものとします。また、キャンペーン等により諸費用を変更できるものとします。

第22条 ビジター

1. 会員以外の当店が認めた方（以下「ビジター」という）は、別に定めた利用料を支払い、施設を利用することができます。
2. ビジターについても、会則等が適用されるものとします。
3. ビジターは、原則として、満18才以上の方とします。満18才未満の方は、親権者が同意の上、所定の申込書類を添えて申し込むものとします。この場合、親権者は、会則等に基づく責任を、本人と連帯して負うものとします。

第23条 入場制限及び退場

当店は、会員が以下の各号の一に該当する場合は、その会員の入会施設への入場禁止又は退場を命ずることができます。

- (1) 伝染病・皮膚病等他の人に迷惑を与える恐れのある病気、その他入会施設の利用に適さない健康状態の方
- (2) 酒気を帯びているとき
- (3) 暴力団関係者及び刺青のある方
- (4) 他の施設利用者に迷惑をかけると判断されるとき
- (5) 諸会費の滞納があるとき

第24条 施設の改装

当店及びファイテンは、運営上必要と認めたときは、施設及び付帯施設の一部又は全部を改装することができます。

第25条 施設の閉鎖及び休業

1. 当店は、休業日以外でも、次の場合に施設の全部又は一部を閉鎖することができます。
 - (1) 気象条件・災害などの理由により営業が困難なとき
 - (2) 施設の改装・修理・点検等のとき

- (3) 行政指導、社会情勢の変化等による時
 - (4) 経営上、重大な理由が生じた時
 - (5) その他やむを得ない事由が生じた時
2. 前項2号の場合、原則として2週間前までに、店内掲示又は会員に通知するものとします。

第26条 閉鎖の通知

1. 当店は、前条1項第3号ないし第5号の場合、閉鎖3ヶ月前までに会員に通知の上、施設を閉鎖し、すべての会員との契約を解除することができます。
2. 前項の場合、会員への個別の通知に代えて、施設内の所定の場所に掲示して通知できるものとします。
3. 本条に定める閉鎖について、会員は、異議申し立てができないものとします。

第27条 自己責任と損害賠償

1. 会員及びビジターは、自己の責任において、施設を利用するものとします。
2. 施設利用に際して会員本人又は第三者に生じた人的・物的事故については、当店の重過失のある場合を除き、当店は、損害賠償の責を負わないものとします。なお、施設利用に際してビジターに生じた人的・物的事故についても、同様とします。
3. 会員又はビジターは、施設利用に際して当店の第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償の責に任じるものとします。

第28条 盗難・遺失物

1. 当店の及びファイテンは、会員又はビジターが施設利用に際して生じた盗難及び遺失物について、損害賠償の責を負わないものとします。
2. 当店は、会員又はビジターの忘れ物を、一定期間保管後、処分できるものとします。

第29条 その他

本会則に定めない事項又は運営上必要な事項については、別途、募集要項又は諸規則等に定めるものとします。

第30条 通知方法

会則等に定める通知又は予告は、施設内の所定の場所に掲示する方法により行うものとします。

第31条 改定

当店は会則等の改定・変更を行うことができるものとし、改定・変更内容は施設内の所定の場所に掲示することにより、すべての会員に適用されるものとします。

付則

1. 本会則は、2011年6月1日より施行しました。
2. 本会則は、2013年4月2日より変更・施行しました。
3. 本会則は、2014年4月1日より変更・施行しました。
4. 本会則は、2014年11月1日より変更・施行しました。
5. 本会則は、2016年10月1日より変更・施行しました。
6. 本会則は、2025年5月1日より変更・施行しました。